

## 中須村

### 飯田家文書について

会員 神本正律

まえがき

飯田家文書は、旧都濃郡中須南村字朴はらき（現徳山市）の屋号水田屋飯田藤之進（明治期 村役場収入役）一家に伝来したものである。

私は去る昭和六三年九月上旬のこと、はからずも、この文書を披見する機会をもった。それは当時徳山市の文化財古文書類の担当調査員を務めていたからである。本稿は、その際に調査した知見の発表であり、その内容は次に記述するように、芸州毛利氏に仕え、後に徳山藩士、致仕の後には農民に入り子孫に至って村役人を歴代務めていることのお文書である。当会員は申すまでもなく、同好諸賢にもお知らせするに足る資料だと遅まきながら思っ取り上げたわけである。

文書を納める古い木箱は長さ四六・七cm、幅一三cm、深

さ一一cmの松材の粗箱でこれに縦割れした蓋、その裏に「嘉永五壬子四月朔日調替」の文字があるのに先ず面接した。御判物入

箱の中には乱れた古紙が雑混のまま納め込んである。これらを綿密に披見して明確な文書であるもの二八通、後人の手筆になる勤功書、感状所伝書、その他切紙などの記録に属するもの七、合計三五点を数えた。その内で保存のよいものもあるが、中には虫喰いに侵害されて扱いに耐えないもの、細字連続で判読に苦心するもの、極めて薄紙もの等さまざまである。つまり紙魚しみの掃除屋ともいえる状態であった。

これら文書の最古年限は天文九年（一五四〇）、下年限は嘉永六年（一八五三）であるが、ただ一件昭和一〇年七月に血族の飯田豊氏が、毛利家史編纂所員妻木忠太氏に、文書の内三通を送って解読を依頼した時、妻木忠太氏より飯田豊氏宛の返還書状が納めてあったが、この一通だけは新しく特例扱いとした。

さて、文書の内容を記述する前、その理解・認識を早めるために飯田家の家系を略記しよう。尤も略系は本文書に拠って推考したものであるから、今後において過去帳、位牌、墓銘等を参酌して整合を期したいものである。

系譜

飯田七郎右衛門 初、小四郎  
仕毛利元就

郡山城合戦にて感状受、天文九及一〇年、二通

豊前守受領 元龜三年

与三兵衛尉 初、満足丸、余三郎  
仕毛利輝元

給地安堵状 天正一三年六、一二、

任官、七郎右エ門尉、慶長三年一二、三

仕徳山毛利就隆、百五〇石、元和三年

加官、隆ノ字、寛永六年一

任官、与三兵衛尉、寛永一八年一

源左衛門 虎松、多門、小四郎  
仕徳山藩、百五〇石

加冠、隆ノ字 明暦三年九、一二

任官、小四郎

女 坂本安之亟妻

源助 与三郎  
徳山藩士、百石、馬廻役

絶土官、浪人と成る

女 粟屋市左エ門妻

注(源助||伊左衛門カ、或、父子カ不明)

当人中須南村米住

伊左衛門 農民 五左衛門 伊左衛門

亦兵衛 (又兵衛) 中須南村畔頭役 初之亟 畔頭役、紙下見役

名字免、文化八年一〇、一〇 一代名字免、文政二年二

銀差出、文化九年二二 銀差出、文政一一年四

一代名字免、文化一四年

又左衛門 畔頭 清之助 藤之進

一代名字免、天保六年三

嫡孫役中名字免、弘化五年二

中須焼創業 安政年間(「都濃郡誌」所載)

飯田家文書

文書の配列は年月日の順とし、不詳のものは推定して適当と思われる順に配した。

一、郡山城合戦の「感状」(その一) 横、31.5 cm、縦、14.0 cm(写真↓)

十月十一日お中所西尼子衆と逐合戦

高名候、神妙之至也、感悦無類候、  
仍状如件

天文九

拾月十四日

元就花押

飯田小四郎 殿

二、郡山合戦の「感状」(その1) 所伝書

此御感状は、毛利右馬頭元就公と奉申  
安芸國高田之庄郡山之御城ニ御小身ニ  
而被成御座候時分、雲州富田之城主尼  
子修理大夫晴久之幕下御手切被成、周  
防國大内義隆之幕下ニ被爲成候ニ付、  
晴久領國山陰道數國之人数を催し毛利  
家爲退治天文九年九月吉田江着陣青光  
升山ニ陣取候、郡山御籠城被成諸口方  
ニ而翌年之正月追數度之合戦有之、其  
時節也

三、郡山城合戦の「感状」(その2) 横、<sup>34.2</sup>cm、<sup>2</sup> 縦、<sup>13.7</sup>cm(写真1)

正月十三日お宮崎尾敵陣切崩之時高  
名候、神妙之至也、仍感状如件

天文十

正月十四日

元就花押

飯田小四郎 殿

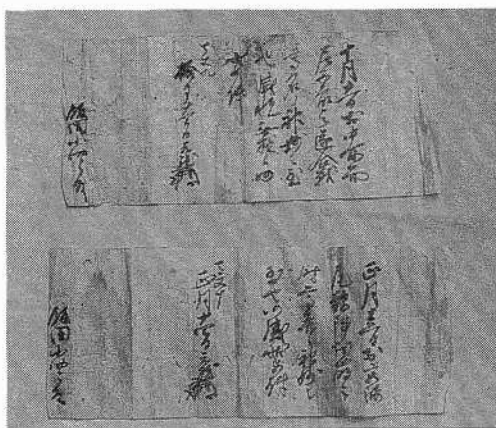


写真1 郡山城合戦感状

四、郡山城合戦の「感状」(その二) 所伝書

此御感状は、右御籠城爲後卷大内義隆より陶尾張守隆房・内藤下野守興盛両大将にて一万余騎、天文九年之冬吉田江着陣住吉山ニ在陣也、旁以尼子勢度度失勝利依之翌年正月十三日吉田敗北也、高尾豊前守久重殿にて引退候所毛利勢追掛、豊前守取て返しお宮崎尾合戦有毛利勢□々高名有之由、其時節也

宮崎尾ト云ハ宮崎之八幡山之尾なるへし宮崎八幡之表山之を前也

五、毛利元就書状

横、48.0 cm、縦、14.4 cm

(年不明)二月廿二日、飯田七郎右衛門外三(名宛)

六、豊前守「受領状」

横、46.5 cm、縦、29.7 cm (虫穴多い)

(元龜三年)二月九日、毛利輝元より飯田七郎右衛門宛  
豊前守)

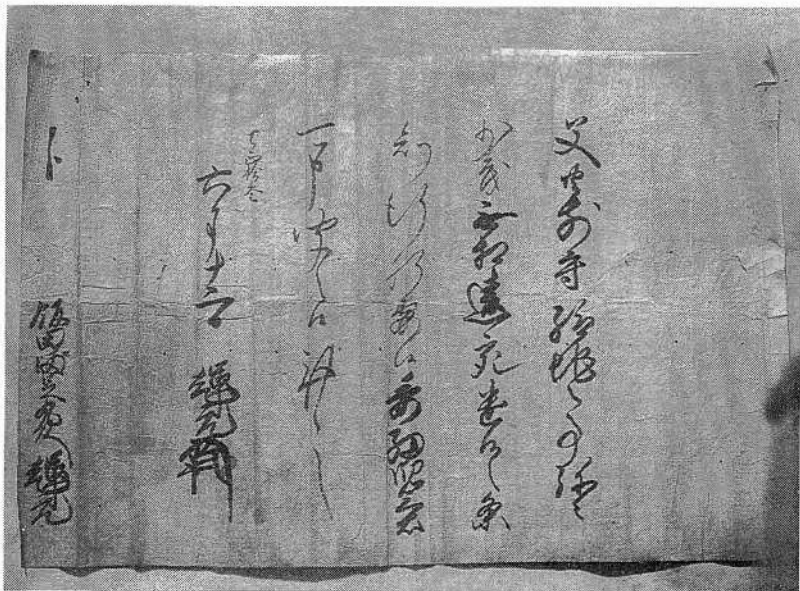


写真2 安堵状

七、給地「安堵状」 横、41.5cm、縦、27.5cm (写真2)

父豊前守給地之事弥々少茂無相違宛遣  
候之條、知行肝要候、委細児三右  
可申聞之候 謹言  
天正十三年  
六月十二日 輝元花押  
飯田満足丸 殿

八、児玉三郎右衛門元良書状 (虫入)

「(本文略) 六月十一日」

九、吉川駿河守元春書状 (虫入)

「(本文略) 九月六日」

一〇、平七右より児玉元良宛書状 (虫入)

「(本文略) 六月十二日」

右三通は満足丸への給地安堵とり持ちに関係する文書であるが、特に虫食い甚だしく判読の困難なものである。

一一、毛利輝元より筑後守宛祝着状 (破れ)

「(本文略) 十月廿一日」

一二、余三郎名替、輝元判物 横、36.0cm、縦、47.0cm

任 七郎右衛門尉  
慶長三年十二月五日  
花押  
飯田余三郎

一三、毛利甲斐守秀元書状 横、56.5cm、縦、36.0cm

「(写真3参照) 右は、就隆の養育掛であつた粟屋肥前へあてた書状で、この時分飯田七郎右衛門は就隆付であつた。」

一四、飯田余三郎の「加冠状」

加冠  
隆  
寛永六年二月朔日

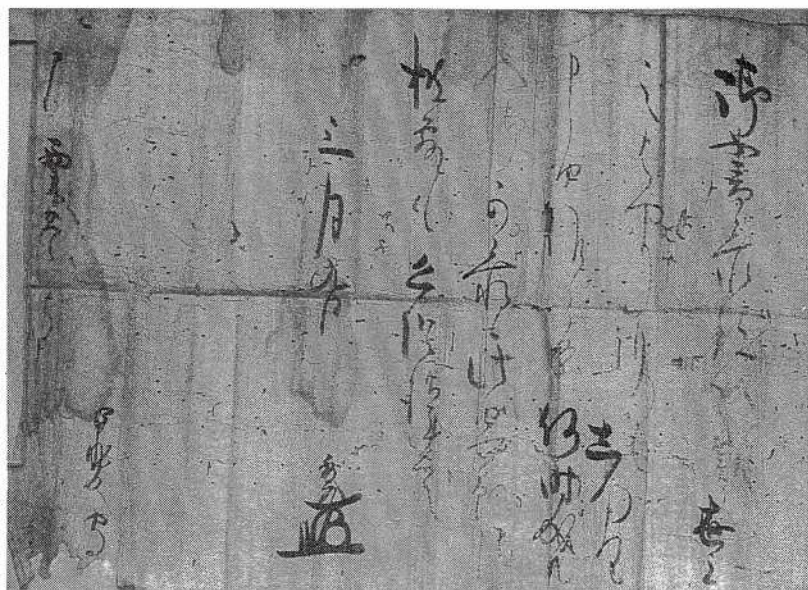


写真3 秀元書状

一五、飯田余三郎の「任官状」

花押（就隆）

飯田□□□

任 与三兵衛

寛永十八年二月朔日

花押（就隆）

飯田余三郎殿

右二通は虫食い最も甚だしく紙形を失う。

一六、飯田虎松の「加冠状」

加冠

小四郎

隆

明暦三年九月十二日

花押（就隆）

飯田虎松殿

一七〇、毛利就隆から飯田七郎右衛門宛書状 四通

「(本文略)」

これらは就隆の幼時期のものらしく、御守役を務めていたことが伺われる。

二一、名字免状

横、45.0cm、縦、15.0cm (折紙)

覚

山代宰判中須村畔頭

亦兵衛

右之者事畔頭役拾九ヶ年を所勤御用相立候依之此度願出之趣御沙汰之上役中名字被差免候、此段可有被申渡候、

已上

文化八未

十月

高杉小左衛門

上田 涼 殿

二二、飯田又兵衛銀鬻貴差出状

「(本文略)」

申十二月」

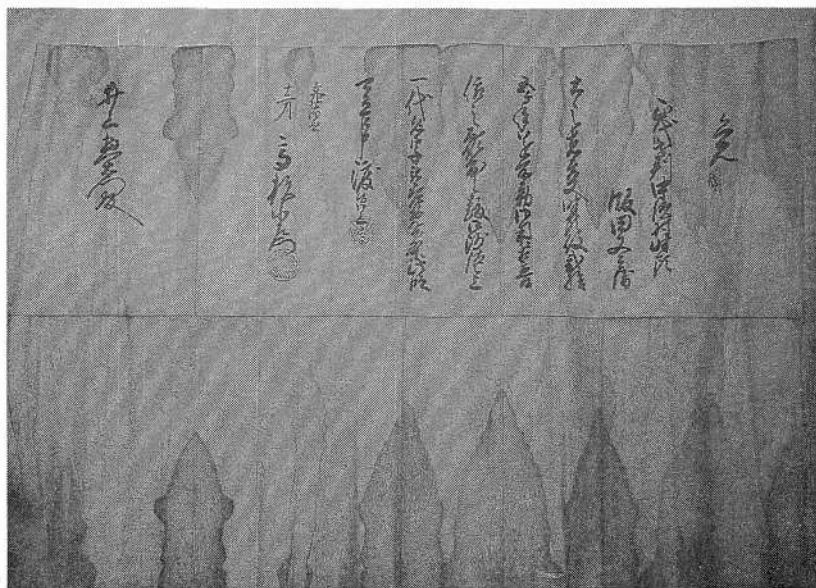


写真4 一代名字免状 (折紙)

二三、一代名字免状 (折紙) (写真4)

右御方宰判山代御茶屋勘場御普請ニ付、  
右之者貯銀一ツ書之辻御馳走メ差出之  
志、神妙之至ニテ此段可有被申聞候 以上

文政十一年

十月 李 采女

尾崎新兵衛 殿

覚

山代才判中須村畔頭

飯田又兵衛

右之者事、畔頭役貳拾五ヶ年遂所勤御  
用相立候、依之願出之趣御沙汰之上  
一代名字被差免候條、此段可有被申渡候、

已上

文化十四丑

(郡奉行)

十二月

高杉小左衛門

(代官)

井上惣右衛門 殿

二四、銀差出

(折紙)

覚

一銀、壹貫目

中須村畔頭

飯田初之丞

二五、一代名字免状 (折紙)

覚

山代宰判中須村畔頭

飯田初之丞

右之者事、御紙下見取拾五ヶ年畔頭役  
拾貳ヶ年共都合貳拾七ヶ年迄所勤御用  
ニ相立候且今般借上ニ而銀壹貫五百目  
差出之志神妙之事情、依之願出之趣御  
沙汰之上勤功被借上旁一代名字被差免  
候條、此段可有被申渡候 已上

文政十二年

十二月 小幡小平太



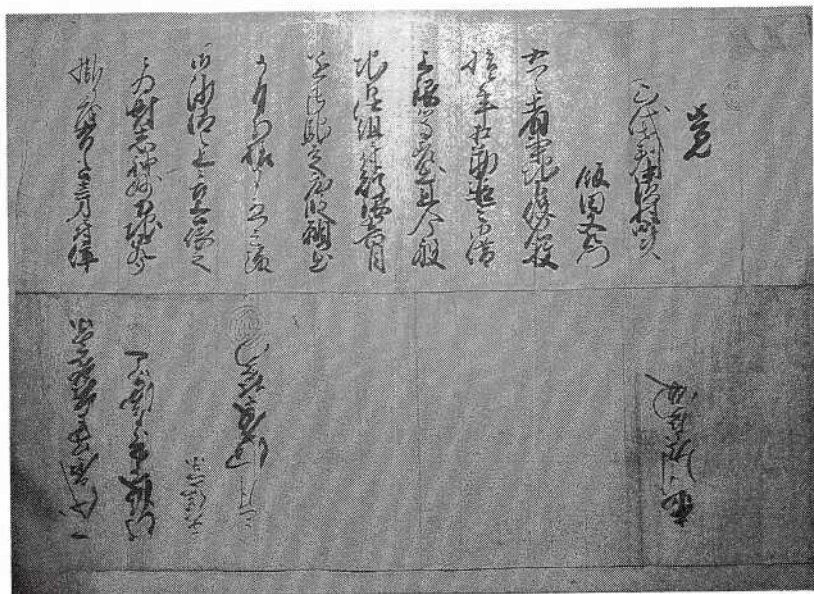


写真5 倅一代名字免状（折紙）

尾崎新兵衛 殿

二六、一代名字免状

覚

山代才判中須村

畔頭

飯田初之丞

右之者事、御紙下見取畔頭役等都合貳  
 拾七ヶ年遂所勤且今般御借上三〇銀毫  
 貫五百目差出之右儀江被爲對、此度一  
 代名字被差免候へとも尚又以往勤功相  
 積候ハ、遂詮議可被下候事

丑十二月

二七、倅一代名字免状

（折紙）

横、45.2cm、縦、15.0cm（写真5）

覚

山代才判中須村畔頭

飯田又左衛門

右之者事地下役儀數拾年相勤追々御借

二八、嫡孫役中苗字免状

上銀等差出且今般地下仕組ニ付貯銀五百目遂御馳走度段願出御自分様申立之趣御沙汰之上ニ取上候、依之被爲對志神妙下地御声掛り茂有之候旁ニ付俵一代名字被差免候條 此度可有之御申渡候 以上

天保六未

三月 伊藤喜左衛門

赤川九郎左衛門 殿

覚

前山代宰判中須南村百姓

飯田又左衛門

右之者事畔頭役其外數十年相勤御用ニ相立御馳走之銀其外差出尚先般御仕組之節遂苦勞旁願出之趣ニ付御沙汰之上嫡孫役中苗字被差免候條、此段可有被御申渡候、已上

二九、嫡孫一代名字免状

弘化五申

四月

國司助十郎

児玉三左衛門 殿

覚

山代宰判中須南村畔頭

飯田初之丞

右之者事畔頭役其外數拾ヶ年相勤御用ニ相立、依之願出之趣御沙汰之上嫡孫一代名字差免候條此段可有御申渡候

已上

嘉永六丑

十二月 蟠川四郎左衛門

有地曾門 殿

御願申上候事

一 御役所勤年数五拾壹年

内

拾五ヶ年

但享和三亥年御紙下見取役被仰付

文政元寅ノ年、(注)追所勤仕候事

三拾六ヶ年

但文政元寅年より市口畔(注)頭被仰付

当年、(注)追右之辻

一 御役兼帯年数拾貳ヶ年

内

拾ヶ年

但文政三辰年同四巳年、(注)追杉山口畔

頭役所勤仕同九戌年より天保六未

年、(注)追野段組畔頭役兼帯所勤仕候事

三ヶ年

但文政十二丑年御庄屋御用達所勤

尚又天保十二丑ノ年より御庄屋御

用達兼帯被仰付同十四卯年、(注)追所勤

仕候事

一 銀壹貫五百目

但文政十丑ノ年御借上儀奉遂其節

一代名字尚御声掛り御奉書頂載仕

候事

一同貳百目

但文政九子年御茶屋御普請ニ付奉

遂御馳走候事

一同五百目

但天保五午ノ年地下御仕組之仰付

ニ付奉遂御馳走候俸一代名字御免

仰付候事

その他略

むすび

以上三〇点の外は切紙四と妻木忠太氏の書状で、あとは反故はぐであった。

これらの文書を只家宝として藤之進までは大切に保蔵して来たのであるが、家運衰退して昔日の影なく判物箱も持ち出されて他家に渡り、死蔵されて虫魚の侵にまかされて

(注)市口いちぐち

いたことが料紙の傷みからもわかる。

今、地方では古文書読会が盛行だが、本報告が文書の形式・様式の一参考にも思っている。

これら家伝の文書を重宝とし保管に留意したのは初之丞であった。感状・伝書・勤功書をものしたのもこの人である。その子又左衛門は事業家で皿山を創めたことは、「都濃郡誌」に見ることが出来る。

さて摺筆にあたり、明治廿九年当主清之助の世に、東京帝國大学史料編纂調査員が来県巡回の際、本文書は披見（同編纂所調査録）されていることを付言しておきたい。

会誌第13号 正誤表

P 17 上8行	誤	ように複製した	ように複製した
P 29 下12行	神本・将監	神村・将監	
P 34 下12行	(下記三名欠落)	笹尾誠 橋本久夫 山下義夫 (を挿入)	
P 53 上2行 下8・10行	古文書	奉納書等	
P 54 上1行 上7行 上13行	普公愬、 不 <sub>レ</sub> 為 <sub>二</sub> 驚涛 <sub>一</sub> 転 不 <sub>レ</sub> 弁柳 <sub>二</sub> 洲潮 <sub>一</sub>	普公愬、 不 <sub>レ</sub> 為 <sub>二</sub> 驚涛 <sub>一</sub> 転 不 <sub>レ</sub> 弁柳 <sub>二</sub> 洲潮 <sub>一</sub>	
P 64 上6行 下18行	(欠落)	(注3)	
P 65 下6・ 10・13行	(欠落)	(注3)	
P 66 上19行	(欠落)	(注3)	
P 67 上16行	参考文献	(編者注) 参考文献	
上19行	徳山市史料下	徳山市史料下(注3)	